



大阪労働局発表
平成 29 年 1 月 30 日

大阪労働局労働基準部監督課

電話番号 06 - 6949 - 6490

平成 28 年における送検状況について

～ 80 件の労働基準法・労働安全衛生法等違反被疑事件を送検～

大阪労働局（局長 苧谷 秀信）は、平成 28 年（1～12 月）の送検状況（大阪労働局及び管下 13 の労働基準監督署が労働基準法，労働安全衛生法等の違反被疑事件として検察庁へ送検したもの）を以下のとおり取りまとめた。

送検件数 80 件（対前年比 - 6 件 - 6.9%）

法令別件数

労働基準法等違反 40 件（対前年比 - 9 件 - 18%）

労働安全衛生法違反 40 件（対前年比 + 3 件 + 8%）

労働基準監督機関では、労働基準法，労働安全衛生法等の法令に基づき、事業場に対する賃金の支払等一般労働条件の履行確保や労働災害・健康障害防止等のための行政指導を行っているが、重大・悪質な法令違反に対しては、司法警察権限を行使して捜査を行い、労働基準関係法令違反被疑事件として検察庁へ送検している。今般、大阪労働局における平成 28 年の送検状況を取りまとめたものである。

労働基準法第 102 条

労働基準監督官は、この法律違反の罪について、刑事訴訟法に規定する司法警察員の職務を行う。（最低賃金法，労働安全衛生法等にも同旨の規定がある。）

1 概要

(1) 送検件数 [表1参照]

平成28年の送検件数は80件で、前年の86件から6件(約7%)減少した。

(2) 法令別件数 [表1参照]

- ・ 法令別の送検件数は、労働基準法及び最低賃金法違反に係る事件(以下「労働基準法等違反事件」という。)が40件、労働安全衛生法違反事件が40件である。
- ・ 昨年と比較して労働基準法等違反事件の件数は9件(約18%)減少し、労働安全衛生法違反事件は3件(約8%)増加した。
- ・ 労働基準法等違反事件を内容別に見ると、「労働時間・休日等」が18件、「定期賃金の不払」が12件、「賃金不払残業」が5件、「解雇」が2件となっている。
- ・ 労働安全衛生法違反事件の内容別では、「機械等危険防止」が12件、「墜落等危険防止」が9件、「労災かくし」が9件、「就業制限」が2件、「作業主任者の選任等」が1件となっている。

(3) 業種別件数 [表2参照]

業種別では、建設業が28件で最も多く、続いて製造業13件、接客娯楽業8件となっている。

(4) 端緒別件数 [表3参照]

捜査を開始する端緒は、労働基準法等違反事件では40件中22件が告訴・告発によるものである。

労働安全衛生法違反事件では、40件中27件が、死亡災害等の重大な労働災害を端緒とするものである。

送検件数全体では、告訴・告発を端緒とするものは22件(約28%)である。

(5) 強制捜査件数 [表4参照]

証拠隠滅等のおそれのある場合、その収集等のため裁判所の令状に基づき捜索、差押、検証及び逮捕等の強制捜査を実施している。

平成28年に送検した事案のうち強制捜査を実施した件数は13件である。

2 特徴

- ・ 平成28年は、昨年と比較して、送検件数が減少したが、わずかながら安全衛生法違反の送検件数が増加した。かたく案件が2事案あり、長時間労働に係る送検が昨年に続き労働基準法等違反事件の中で大きな割合を占めている。

- ・ 業種別では，建設業が 28 件（平成 27 年 20 件）と増加した。
- ・ 送検事例は別添のとおり

3 今後の方針

労働基準監督機関の使命は，労働基準関係法令の履行確保を図ることにある。このため，違法な長時間労働を繰り返す企業や法違反を原因として重大な労働災害を発生させた企業等に対しては，司法警察権限を積極的に行使するとともに，厳正に対処することとしている。

表 1 法令別件数

| | | 平成26年 | 平成27年 | 平成28年(前年比) |
|-----------|----------------------------------|------------|------------|-----------------|
| 送検件数 | | 90 100% | 86 100% | 80 (-6) 100% |
| 労働基準法等違反 | 定期賃金の不払 (労働基準法第24条、最低賃金法第4条) | 12 | 15 | 12 |
| | 解雇 (労働基準法第20条) | 0 | 0 | 2 |
| | 賃金不払残業(サービス残業) (労働基準法第37条) | 8 | 5 | 5 |
| | 労働時間・休日等 (労働基準法第32条、34条、35条等) | 4 | 19 | 18 |
| | その他 | 10 | 10 | 3 |
| | 計 | 34 38% | 49 57% | 40 (-9) 50% |
| 労働安全衛生法違反 | 機械等危険防止 (労働安全衛生法第20条) | 23 | 9 | 12 |
| | 作業主任者の選任等 (労働安全衛生法第14条) | 5 | 9 | 1 |
| | 墜落等危険防止 (労働安全衛生法第21条) | 6 | 4 | 9 |
| | 労災かくし (労働安全衛生法第100条) | 5 | 7 | 9 |
| | 就業制限 (労働安全衛生法第61条) | 7 | 3 | 2 |
| | その他 | 10 | 5 | 7 |
| | 計 | 56 62% | 37 43% | 40 (+3) 50% |

注1: 主たる送検条文により集計。

注2: 法令ごとの主な司法処分事例は別添のとおり。

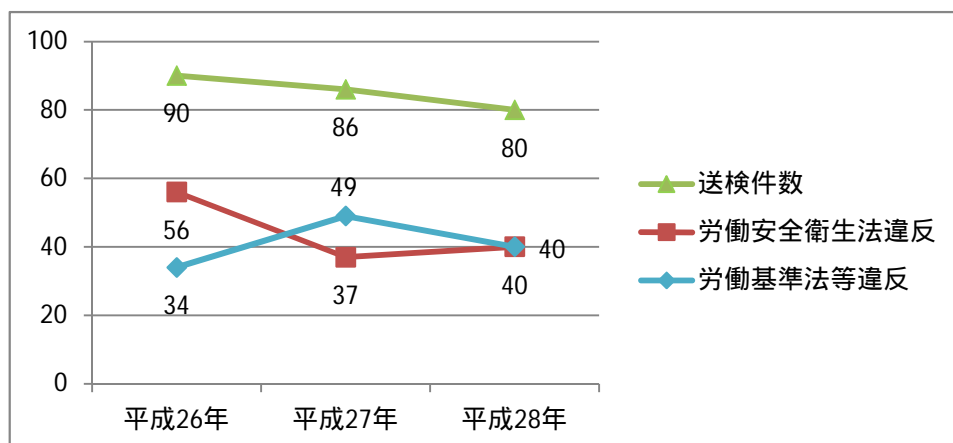


表 2 業種別件数

| | 平成26年 | 平成27年 | 平成28年 |
|-------|------------|------------|------------|
| 製造業 | 26 29% | 15 17% | 13 16% |
| 建設業 | 23 26% | 20 23% | 28 35% |
| 運輸交通業 | 6 7% | 5 6% | 7 9% |
| 商業 | 14 16% | 9 10% | 5 6% |
| 接客娯楽業 | 2 2% | 20 23% | 8 10% |
| その他 | 19 21% | 17 20% | 19 24% |
| 送検件数 | 90 100% | 86 100% | 80 100% |

表 3 端緒別件数

| | 平成26年 | | | 平成27年 | | | 平成28年 | | |
|--------------|--------|---------|------|--------|---------|------|--------|---------|-----------|
| | 労働基準法等 | 労働安全衛生法 | 計 | 労働基準法等 | 労働安全衛生法 | 計 | 労働基準法等 | 労働安全衛生法 | 計 |
| 告訴・告発 | 19 | 0 | 19 | 22 | 2 | 24 | 22 | 0 | 22 28% |
| 告訴・告発以外 | 15 | 56 | 71 | 27 | 35 | 62 | 18 | 40 | 58 72% |
| (うち、重大な労働災害) | (4) | (28) | (32) | (2) | (15) | (17) | (0) | (27) | (27) 18% |
| 送検件数 | 34 | 56 | 90 | 49 | 37 | 86 | 40 | 40 | 80 (100%) |

表 4 強制捜査件数

| | 平成26年 | 平成27年 | 平成28年 |
|----------------|------------|------------|------------|
| 送検件数 | 90 100% | 86 100% | 80 100% |
| 強制捜査(搜索、差押等)件数 | 16 18% | 22 26% | 13 16% |

当該年において送検した事件に関する件数である。

平成 28 年 送検事例

労働基準法等違反事件の事例

事例 1 違法な長時間労働、賃金不払い残業

大阪市中央区に本社を置き、全国に店舗を展開する飲食業者が、大阪府所在 4 店舗及び本社において、労働者に最長の者で 1 1 1 時間を超える時間外労働させ、かつ、時間外労働に対する割増賃金を支払わなかったもの。

(労働基準法第 32 条, 37 条違反)

労働基準法第 32 条

- 1 使用者は、労働者に、休憩時間を除き一週間について四十時間を超えて、労働させてはならない。
- 2 使用者は、一週間の各日については、労働者に、休憩時間を除き一日について八時間を超えて、労働させてはならない。

労働基準法第 37 条第 1 項

使用者が、前条第 1 項の規定により労働時間を延長し、・・・その時間の労働については、2 割 5 分以上・・・の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。

事例 2 最低賃金を払わなかったもの(賃金不払い)

大阪市大正区において病院を経営する事業主が、労働者 9 名に対して所定の賃金を支払わなかったもの。

(最低賃金法第 4 条違反)

最低賃金法第 4 条第 1 項

使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない

- 3 次に掲げる賃金は、前二項に規定する賃金に算入しない。
 - 一 一月をこえない期間ごとに支払われる賃金以外の賃金で厚生労働省令で定めるもの
 - 二 通常の労働時間又は労働日の賃金以外の賃金で厚生労働省令で定めるもの
 - 三 当該最低賃金において算入しないことを定める賃金

労働安全衛生法違反事件の事例

事例1 アスベストの事前調査を行わなかったもの

大阪府大東市内の建築工事業者が、マンション解体工事現場において、事前にアスベスト使用の有無を分析により調査しなかったもの。

(労働安全衛生法第 22 条，石綿障害予防規則第 3 条違反)

労働安全衛生法第 22 条

事業者は、次の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 原材料、ガス、蒸気、粉じん、酸素欠乏空気、病原体等による健康障害
- 二 放射線、高温、低温、超音波、騒音、振動、異常気圧等による健康障害
- 三 計器監視、精密工作等の作業による健康障害
- 四 排気、排液又は残さい物による健康障害

事例2 虚偽の労働者死傷病報告書を提出したもの

大阪府豊中市内のブリキ缶製造業者が工場内において、労働者がフォークリフトに接触して負傷し、療養のため休業 4 日以上休業したにもかかわらず、転んで負傷したとして虚偽の労働者死傷病報告書を提出したもの。

(労働安全衛生法第 100 条，労働安全衛生規則第 97 条違反)

労働安全衛生法第 100 条

- 1 厚生労働大臣、都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、事業者、労働者、機械等貸与者、建築物貸与者又はコンサルタントに対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

労働安全衛生規則第 97 条

- 1 事業者は、労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業したときは、遅滞なく、様式第二十三号による報告書を所轄監督署長に提出しなければならない。
- 2 前項の場合において、休業の日数が四日に満たないときは、事業者は、同項の規定にかかわらず、一月から三月まで、四月から六月まで、七月から九月まで及び十月から十二月までの期間における当該事実について、様式第二十四号による報告書をそれぞれの期間における最後の月の翌月末日までに、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。